

新型コロナウイルス感染症に係る公立高等学校入学者選抜の対応について

令和2年3月10日に予定されている公立高等学校入学者選抜(後期選抜)の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐとともに、受検機会を最大限に確保するため、以下のとおり定める。

1 対応方針

(1) 期日

全日制、定時制および通信制の志願受付、学力検査、入学予定者の発表等の期日は変更しない。

(2) 新型コロナウイルスに感染した者および濃厚接触者として特定された者の受検

- ① 後期選抜を受検することができないが、再募集への志願を認める。
- ② 後期選抜で志願していた高等学校の課程・学科(以下「後期志願校」と異なる高校に進学した場合については、特例として、令和2年度早期に「後期志願校」において、進学した高校からの転入学試験を行うことを検討する。

(3) (2)以外で、新型コロナウイルス感染症の一定の症状がある者の受検

〔「一定の症状がある者」とは、37.5度以上の発熱が4日以上続く者や、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある者(厚生労働省公表の相談・受診の目安より)〕

- ① 学力検査を志望高等学校以外の検査場(以下「特別検査場」)で受検する。
- ② 検査の日程、検査教科等に変更しない。ただし、学力検査以外の検査(面接等)は行わない。

(4) 上記(2)(3)以外の者の受検

志望高等学校で受検する。

2 その他

(1) 「特別検査場」での受検方法等、新たな手続きについては、今後詳細を定め、別途高等学校および中学校等へ通知する。

(2) 感染症の状況が日々変化していることから、今後対応が変わる場合には、速やかに公表するものとする。

